

議案第 48 号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
(いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 122 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「毎月第 3 日曜日」を「日曜日」に、「毎週土曜日」を「土曜日」に改め、同号イ中「(敬老の日を除く。)(いがまち保健センターを除く。)」を削り、同項第 2 号中「午前 9 時 30 分から午後 4 時(いがまち保健センターは午後 5 時。別表に掲げる施設は午後 10 時)まで」を「午前 9 時から午後 10 時(いがまち保健センターの施設については、午後 5 時)まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 5 条、第 8 条関係)

(単位:円)

基本使用料				加算料
利用時間	午前 9:00~ 12:00	午後 13:00~ 17:00	夜間 18:00~ 22:00	冷暖房料
施設区分				
福祉センター 研修室	1,000	1,300	1,300	基本使用料に100分の50を乗じて得た額

福祉センター 集会所	900	1,200	1,200
福祉センター 会議室	200	300	300
保健センター 集団研修室	800	1,100	
保健センター 栄養実習室	1回の使用につき 2,000		

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

（阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

（単位：円）

基本使用料				加算料
利用区分 施設区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	冷暖房料
ホール	1,300	1,300	1,300	基本使用料に 100分の50を乗 じて得た額
栄養指導室	800	800	800	
会議室	300	300	300	
健康指導室	800	800	800	
栄養実習室	1回の使用につき		3,000	

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

（大山田保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 大山田保健センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設の名称	基本使用料		加算料
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	冷暖房料
会議室	200円	300円	基本使用料に100分の50を乗じて得た額
栄養指導実習室	900円	1,200円	
集団指導教育室	900円	1,100円	

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

(大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第10条を次のように改める。

(利用料の免除)

第10条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

基本利用料			加算料
利用時間	午前	午後	冷暖房料
施設の名称	9:00～12:00	13:00～17:00	
ふれあい広場	700円	900円	基本利用料に100分の50を乗じて得た額
交流室	300円	400円	
自主活動室（洋室）	200円	300円	
自主活動室（和室）	200円	300円	

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本利用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本利用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

(青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料」という。)を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

(青山福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 青山福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第8条中「使用料を免除することができる」を「使用料の全部又は一部を免除することができる」に改め、同条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条、第7条関係)

施設の名称等	基本使用料(円)		
	1時間当たり	1日当たり	夜間
	午前9時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
研修室—1	100	800	400
研修室—2	100	800	400
教養娯楽室—1	300	1,500	800
教養娯楽室—2	300	1,500	800

備考

- 1 基本使用料及び冷暖房料の1時間未満の使用については、1時間として計算する。
- 2 冷暖房を使用する場合の施設使用料は、部屋ごとに基本使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 利用時間は、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 4 夜間の使用については、時間当たりの使用料を設定しない。

- 5 使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料」という。)を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 6 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

(島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第10条中「その利用に係る料金」を「別表に定める利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

基本利用料				加算料
利用時間	午前 9:00～ 13:00	午後 13:00～ 18:00	夜間 18:00～ 22:00	冷暖房料
施設区分				
介護者教育室	900円	1,100円	900円	基本利用料に100分の50を乗じて得た額
教育娯楽室兼集会室	800円	1,000円	800円	
栄養指導室	1回の使用につき		3,000円	

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料」という。)を一人につき1,050円以上徴収する場合は、基本利用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本利用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のいがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例、阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例、大山田保健センター設置及び管理に関する条例、大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例、青山保健センターの設置及び管理に関する条例、青山福祉センターの設置及び管理に関する条例及び島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。